

(PDF版・3の20) 『教会教義学 神論 I / 1 神の認識』 「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」 「一 神の用意」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」 「一 神の用意」 (115-231頁)

「一 神の用意」

「われわれは、結論として、……人が、『自然』神学を聖書的に基礎づけるために引合いに出すところの新約聖書の箇所¹に立ち向かうことにする」。「まずローマ一・一八で、『神の怒り』は、『不義によって真理の働きを妨げる人間のあらゆる不信心と不義に対して、……天から現わされます〔「天から啓示される」〕』」。そして、「その続き一・二二以下および明らかな対置としての二・一以下からして、これら人間ということ、<異邦人>のことが(パウロはギリシャ人と言っているが)考えられているということを読みとる」。このような訳で、「そこでは疑いもなく、[次のような]宇宙の中での人間が指し示されている」。すなわち、そこでは、生来的な自然的な「宇宙の中での人間に対して、〔異邦人、ギリシャ人〕彼らは」、イエス・キリストにおける啓示(福音)において「神を知っていながら、神としてあがめず感謝もしない」にも拘わらず、「神の見えない性質、すなわち神の永遠の力と神性とは、天地創造このかた、〔生来的な自然的な〕被造物において知られており、明らかに認められる」として、『自然』神学」の<段階>における「神認識が、それと共に神に対する認識可能性が帰せられている」。「もしもローマ一・一八-二一が、それだけ切り離されて〔換言すれば、形而上学的にそれだけを抽象し固定化し全体化して、すなわち木を見て森を見ないという仕方で形而上学的にそれだけを拡大鏡にかけて全体化して〕……その時代の世俗のおそらくストア派の著者〔哲学者、人間学者〕の書いたものとして受け取るならば、その時には、われわれは、……このローマ一・一八-二一の箇所における宇宙の中での人間自身は、それとして、〔キリストにあっての神としての神の特別啓示、啓示の真理とは独立したところの、それ故に「『自然』神学」<段階>における一般的啓示、一般的真理としての〕神の真理の独立した証人であるということを語っていることを承認するしかないであろう」。「しかし、このローマ一・一八-二一の箇所は、とにかくパウロのローマ人への手紙の全く特定の脈絡の中に立っている。そして、この脈絡の中に立つ限り、この箇所は、そのことを言うことはできないし〔換言すれば、「『自然』神学」の<段階>における思惟と語りであると言うことはできないし〕、また事実そのことを言っていないのである」。

「すでにこの箇所²に直接続いている前後関係から、いずれにしても、パウロは、ローマ一・一八以下で、〔「ローマ二・一以下で、一般的なそれとしてのユダヤ人そのものについて、それであるから一般的な宇宙の中での人間そのものについて語っていな

いと同じように」、] そういう一般的な意味での異邦人について語っていないのである」。 「パウロが語っているユダヤ人と異邦人」は、「客観的に福音の中で神の啓示（一・一五—一六）と直面させられているユダヤ人および異邦人として特徴づけられている」。「ローマ人への手紙全体の主題は〔換言すれば、聖書的な副次的な言明、「傍系的な線」、「『自然』神学」的な言明を包括したところの聖書的な『主要な言明』、「主要な線」、「『<非>自然』な神学」的言明は〕、〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕神の義〔恵み〕の啓示を記述することである」。「パウロが、そのことでもって、イエス・キリストにあっての神の啓示のことを言おうとしたということは、何の疑いの余地もない」。詳しく言えば、『福音と律法』によれば、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある<主格的>属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」（「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの（『ローマ書新解』）、「成就と執行、永遠的実在としてある」成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この「包括的な救済概念」は平和の概念と同一である——『平和に関するバルトの書簡』）そのもの、まさに「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位相互<内在性>」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事<全体>）における第二の存在の仕方（啓示・語り手の言葉・和解者、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉（「最初の起源的な支配的な<しるし>」）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」、まことの神にして（「神の顕現」）まことの人間（「神の隠蔽」、「神の自己卑下と神の自己疎外化」）、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの<名>」——このイエス・キリストを記述することである。しかし、「まさに、この神の義〔恵み〕の啓示こそが、パウロにとっては、……神の怒り〔裁き〕の啓示であるという影の側面を持っている」。死（裁き、律法）は復活（福音、生）に包括されたそれとして、また復活は死を包括したそれとして、その全体性においてあるように、「神の啓示は、裁き〔律法、死〕であることによって、恵み〔福音、生〕である」。したがって形而上学的に木を見て森を見ないという仕方で、イエス・キリストの「啓示の出来事」におけるその十字架の死の側面だけを拡大鏡にかけて全体化した場合、その最初から「誤謬は必然である」。その「影の側面についてパウロは、

ローマ人への手紙の第一部一・一八―三・二〇で語ったのである。この第一部の言明の中心は、三・九の主張の中で明らかとなる（なお、二・九、二・一二、三・二三をも参照せよ）。したがって、「<最終的には>」、「ユダヤ人もギリシャ人も〔宇宙の中での人間だれもかれも〕ことごとく罪の下にある」——「この主張は、どこからして語られているのか」という「<問いにどう答えるかによって、多くのその他のことと共に、またローマ一・一八以下の正しい釈義を問う問いも決定される>」。パウロは、そのことを、「人間論的に宗教哲学者あるいは歴史哲学者として語っているのではない」・「異邦人とユダヤ人をイエス・キリストの十字架と甦りの光の中で見ている」・「その『死と復活の出来事』におけるイエス・キリストの『啓示の出来事』に依存しない仕方でも得られた宗教的・倫理的な観察と確信に基づいて語っていない」・第二の形態の神の言葉である「キリスト教的・使徒的知識〔キリスト教的・使徒的認識（啓示認識・啓示信仰）〕からして語っている」ところの「パウロは、……<ユダヤ人>について、律法の殺す働きについて知っているのではなく、決して律法そのものと取り組んでの彼の回心と召命に先行する経験から知っているのではなく」、「まさにそこで彼がイエス・キリストに対する信仰の服従へと、またイエス・キリストの使徒へと召されたあの方向転換、その中でまたイエス・キリストの中で律法が成就したことが、それ故に自分自身で律法を成就することが全く不可能であることがパウロにとって明らかとなったあの方向転換に基づいて知っているということ」からして、このことを、「われわれは、……前提とする」。「もしもこの前提が力を奮うとするならば、もしもローマ七章と八章の言明が伝記的にも事柄的にも分けることのできない統一を形づくっているとするならば、もしもローマ三・二〇の命題、すなわち律法によってはただ罪の自覚が生じるだけであるということが〔第二の形態の神の言葉である〕キリスト教的・使徒的命題であるとするならば、もしも律法についてのパウロの教え全体が、それ故にローマ二章と三章でなされているその適用がパウロの福音宣教の不可欠な構成要素として理解されなければならないとするならば」、「その時には、すでにローマ一章と二章が文学的に見て一つの錠の中に入れられているという事実と直面して、それと同じことが、特に<異邦人>に対して向けられている非難、ローマ一・一八以下についても言われなければならない」。「ローマ一章の脈絡の中で確かに決定的に重要な箇所であるローマ一・一八以下も、パウロの福音宣教の不可欠な構成要素として理解されなければならない〔すなわち、聖書的な『主要な言明』、「主要な線」、「『<非>自然』な神学」的言明に包括された聖書的な副次的な言明、「傍系的な線」、「『自然』神学」的言明として理解されなければならない〕」。何故ならば、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神の啓示は、裁き〔律法、死〕であることによって、恵み〔福音、生〕である」からである、それ故に二元論的に分離され対立されてはならず、その全

体性において理解されなければならないからである。第二の形態の神の言葉である「パウロの宣教は、まさに事実、その対象が、〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕十字架につけられ、＜また＞甦られたイエス・キリストであることが確かである限り、イエス・キリストを信じる信仰が死〔裁き〕であり＜また＞生命〔恵み〕であることが確かである限り、その認識ないしはこの宣教の光の側面〔恵み、福音、生命〕は認識されることができないであろうし、それを指し示すことでもって（また、そのことがローマ一三章では問題なのであるが）ローマ人への手紙の中でなされようとしている彼の偉大な記述が始まらなければならない影の側面〔裁き、律法、死〕を持っている」——「福音書の中ではすべてのことが受難の歴史に向かって進んでおり、しかもまた同様にすべてのことは受難の歴史を超えて甦り・復活の歴史に向かって進んでいる。すなわち、旧約〔「神の裁きの啓示」、律法、死〕から新約〔「神の恵みの啓示」、福音、生命〕へのキリストの十字架でもって終わる古い世〔・時間〕」は、復活へと向かっている。このキリストの復活〔すなわち、「われわれの時間の中で、実在の成就された時間」、「キリスト復活四〇日（使徒行伝一・三）の福音」、「まことの過去」と「まことの未来」（復活されたキリストの再臨、終末、「完成」）を包括した「まことの現在」〕は新しい世〔・時間〕のはじまりである」（『教会教義学 神の言葉』）。したがって、「福音の宣教は、それを聞くすべてのものにとって、新しいことの宣べ伝え、しかもイエス・キリストの死〔裁き〕と甦り〔恵み、生〕の中で現われた新しいことの宣べ伝えである」。「新しいことというのは、＜ユダヤ人＞にとって、……律法を所有しているということは、……彼らを義とせず、かえって彼らを定罪とするということである」。「ユダヤ人によって十字架につけられたイエス・キリストを、すなわち神によって死人の中から甦らされたイエス・キリストを、堅くとって離さずにいるのでない限り、失われ滅びに陥っているユダヤ人は、イエス・キリストと直面させられる時、客観的に自分自身の律法の違反について確信させられるのである」、「人をかたより見ることなく（二・二一）、神は、……まさにそのようなユダヤ人をこそ裁き給う（二・八以下）」。「ユダヤ人にとって、救助の可能性として、ただ……イエス・キリストの中で啓示された信仰による義〔すなわち、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト＜の＞信仰」の＜属格＞を「『自然』神学」の＜段階＞において＜目的格的＞属格として理解されたところの生来的な自然的な人間の＜直接的な＞契機を介在させる「神人協力」（「イエス・キリスト＜を＞信じる信仰」による義）としてあるのではなく、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、「『＜非＞自然』な神学」の＜段階＞において＜主格的＞属格として理解された「イエス・キリスト＜が＞信仰ずる信仰」による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであるイエス・キリストを信じる信仰による義、換言すれば「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」ことからして、神のその都度の自由な恵み

の神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で贈り与えられる<媒介的な>イエス・キリストを信じる信仰による義、信仰の認識としての神認識、啓示認識（啓示信仰）、人間的主観に実現された神の恵みの出来事）、換言すれば律法を……メシヤが全くただひとりにそれを成就し給うたことを感謝をもって承認することの中で守ることだけが残る」——『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子<の>信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、<私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく〔すなわち、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の<属格>を「<目的格的>属格」（「イエス・キリスト<を>信じる信仰）」として理解された信仰に由って生きるのではなく）、神の子<が>信じ給うことに由って生きるのだということである〔すなわち、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の<属格>を「<主格的>属格」として理解された信仰、まさに徹頭徹尾神の側の真実としてのみある<主格的>属格として理解された「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」に由って生きるのだということである]]』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを〔生来的な自然的な人間の〕彼は信じてはいらぬ。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである。われわれの「召命」、「和解」、「義認」、「聖化」、「救済」、そして「更新」を可能とするのは、「今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある『復活の力』だけである」——このことが、「福音と律法の現実性における勝利の福音の内容」である（『福音と律法』）。

「その新しいことが、今や別な仕方で、またギリシャ人についても力を奮う」。客観的な「イエス・キリストの死と甦りの光の中で、……彼らの異教主義を通して、〔それ故に〕イスラエルの律法を知らなかったということを通して、言い逃れをすることのできる<異邦人>はもはや存在しない」。「イスラエルの律法が、ユダヤ人を義とすることができず、……その律法を通して、換言すればイエス・キリストの中で成就〔され「完成」〕された律法を通して、ユダヤ人がその違反者として仮面を剥がされるとすれば、……異邦人は、彼らが異邦人であるということ、〔それ故に、イスラエルの〕律法を知らなかったということに基づいて言い逃れをすることはできない」。何故ならば、「律法なしに罪を犯した者は、また律法なしに滅び、律法のもとで罪を犯した者は、律法によってさばかれる（二・一二）」からである。「ユダヤ人

たちが彼らの律法を守らなかったということが明らかとなったあの同じゴルゴタからして、異邦人たちも、昔から〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての〕神に対して、罪を犯しており、そのことに対して同じように責任があることが明らかとなる。「異邦人は、〔最後のには、〕彼らが〔キリストにあつての神としての神の啓示の〕真理をはばむことから、明らかに、首尾一貫して、当然生じて来る……死〔裁き〕に値するというを神の正しい定めとして承認しなければならない。「それらすべて〔一・二一以下、一・二〇、一・三二〕は、彼らにとって、ユダヤ人たちが決して律法を守らず常に律法に違反してきたという判決が、ユダヤ人たちにとって全く新しいものであるのと同じように、換言すればイエス・キリストの使徒によって宣べ伝えられた啓示の真理であるのと同じように、全く新しいのである〔すなわち、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された第二の形態の神の言葉である使徒によって宣べ伝えられた啓示の真理であるのと同じように、全く新しいのである〕」。「それらすべては、異邦人たちに対して、彼ら自身についての真理として、イエス・キリストにあつての神の真理の中で〔キリストにあつての神としての神の特別啓示、啓示の真理の中で〕、その真理と共に、また人間の真理が明らかとなったということに基づいて帰せられ・計算に入れられ・妥当するものとされるのである」。それが人間論的な自然的な人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的なわれわれ人間のその個と現存性（人間の個の時間性、自己史、個体史）およびその人間の類と歴史性（人間の類の時間性、人類史、世界史、歴史）のその生誕から死までのすべてを見渡せ、また「この世の偽り、通俗の偽りを偽りと呼び、世俗的真理をも正直に受け取ることができる」場所は、「イエス・キリストにおける啓示」の場所だけである、それ故に「イエス・キリストにおける啓示」の場所は、「『自然』神学」の<段階>で停滞し循環して思惟し語る教会の宣教およびその一つの「補助的機能」（「教會的な補助的奉仕」）としての神学における「福音が、理念へと、有神論的形而上学へと、われわれに管理されるプログラムへと、鋭さをなくした十字架象徴論へと、イエス・キリストはたかだか<暗号>にすぎない神秘主義へと変わって行く」ことが見渡せる場所でもあるのである（『教会教義学 神の言葉』、カール・バルト『ヨブ』ゴルヴィッツア一編）。このような訳で、「それらすべては、無時間定な、一般的な抽象的な真理ではない」と、第二の形態の神の言葉である「使徒的宣教から一瞬切り離された人間論あるいは宗教哲学あるいは弁証学からつくられた命題として主張することができるようなものではない」と。起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての「神の啓示は、裁き〔律法、死、闇〕であることによって、恵み〔福音、生、光〕である」ことからして、「それらすべては、異邦人に

宣べ伝えられた福音〔恵み、生〕の影の側面、すなわち裁き〔死〕の側面である」。

「イエス・キリストの光の中で、闇のただ中であって光が見られる。何故ならば、闇の中での光とは、パウロがこの脈絡全体に従って見・また語った……異邦人たちは、ユダヤ人たちと同様、神の裁きの前に自らを義とすることができないということ、イエス・キリストの中で現われた信仰の義は〔換言すれば、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の<属格>を徹頭徹尾神の側の真実としてのみある<主格的>属格として理解された「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものである「イエス・キリストの中で現われた信仰の義」は〕、また彼ら異邦人の唯一の救いであるということ……を意味しているからである」。「この光も、ただ」、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神の啓示は、裁き〔律法、死、闇〕であることによって、恵み〔福音、生、光〕である」ということからして「だけ見てとられたし・見てとられることができる」。

そのような訳で、「『自然』神学」の<段階>における「無時間的な、一般的な、抽象的な真理として力を奮わせられるべき人間自身が、それとして生まれながらに〔生来的に自然的に〕神と結ばれ、神を知っていることについての命題が、このテキストから読み出されることはできない。われわれは、ローマ人への手紙のほかの部分の中でも、パウロのそのほかの手紙の中でも、パウロが、そのような真理〔すなわち、キリストにあっての神としての神の特別啓示、啓示の真理から独立した、
「『自然』神学」の<段階>における一般的啓示、一般的真理〕を考慮に入れていたことを暗示するであろういかなる痕跡も見出さない」。この「パウロは、〔人間の観念的生産物としての意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」、「存在者レベルでの神への信仰」を生み出すことができる自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を持つ〕宇宙の中での人間を、啓示の自発的な証人としてではなく、不本意ながらその役割を果たしている証人として述べている〔換言すれば、ただイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に規定されてだけその役割を果たしている証人として述べている〕。パウロは、そのような宇宙の中での人間を、ちょうどそのような宇宙の中での人間がすでに創造物語の中で絶えず凌駕され超えられているように、凌駕し超えて行く」。「パウロは、そのような宇宙の中での人間に対して、最高に具体的に語りかける。その真剣さと具体性は、ここでも、神の啓示が、宇宙の中での人間の中に、〔第二の形態の神の言葉である〕預言者のおよび使徒的全権の主権性をもって、<読み入れ>られるということの中にある」——「この『結びつ

き点』は、人間の側ですでに措定されている〔生来的に自然的に備わっている〕として取り扱われてはおらず、〔Iコリント3・10-11、エフェソ2・14以下からして、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続した〕福音の宣教の中で、福音の宣教と共に、＜新しく措定される＞ということを経験に入れなければならない。「さらにもっと鋭い煮詰まった形でこれと同じ方向を……指し示している」のが、「使徒行伝一七章のアレオパゴスでの説教である」。それは、第二の形態の神の言葉である使徒「パウロが甦りについての言葉を語った時〔「パウロが、イエスと復活について福音を宣べ伝えていた時」〕、……アテネの哲学者たち〔人間学の学者たち、「ストア派およびエピクロス派」〕は……嘲笑と退屈感をもって応じ、ただ幾人かの者だけが……パウロに従ったということである。「この話の導入の状況」は、第二の形態の神の言葉である使徒「パウロは、アテネ市内に偶像がおびただしくあるのを見て『心に憤りを感じていた』」が、「哲学者たち〔人間学の学者たち、「ストア派およびエピクロス派」〕の方は、『このおしゃべりは、いったい何を言おうとしている』と問い、あるいは『あれは、異国の神々を伝えようとしているらしい』と言っていた」。このように説明しつつ、「一九節―二〇節について、ルカは、アテネ人やそこに在住する外国人は、何か新しいことを話したり聞いたりすることだけで、時を過ごしていたことをつけ加えている」。「このアレオパゴスの説教」は、生来的な自然的な「人間は、イエス・キリストにあつての神の啓示なしにも、神の啓示以前にも〔キリストにあつての神としての神の特別啓示以前にも〕、〔直接的な〕神と一つの関係の中に立っているという言明から成り立っているのではない」、それ故に「彼らは、福音が宣べ伝えられる際に、独立的に、自分自身から、福音の真理を証しすることのできる証人となる可能性を持っているという言明から成り立っているのではない」。「何故ならば、いずれにしても、人間が、福音に対して、もともと自然的に語りかけられ得る者であるということについて、その出来事は証ししていないからである」。「使徒行伝一四・一五―一七」の言明も、これと同じである。したがって、「ルカの報告の念頭には」、次のような事柄があった――「パウロの伝道説教の失敗〔すなわち、聖書的な『主要な言明』、「主要な線」、『＜非＞自然』な神学』的言明に包括された聖書的な副次的な言明、「傍系的な線」、「『自然』神学』的言明)と見えるところのものは、ルカにとってはむしろみ言葉を通して人間の身に起こる正常な＜危機＞である」が、「その時、Iコリント一・二三で言われている〔復活に包括された〕十字架につけられたキリストは、ユダヤ人にはつまづかせるもの、異邦人には愚かなものであるということである」。「パウロは、ルカの考え方によれば、アレオパゴスの丘の上でも、原則的にはこれまでいつも・いたるところでキリストを宣べ伝えていたのとは違わない仕方で、〔復活に包括された〕十字架につけられたキリストを宣べ伝えているのである」。「アレオパゴスの説教」は、類的機能を持つ自由な人間の自己意

識・理性・思惟を駆使して哲学する「アテネの哲学者たちの世界を、〔「人間学の後追い知識」として〕それ自身からして理解し、〔その一般的な真理の〕内部からして克服しようとする試みではなく、この世界に、この世界の〈外から〉〔彼岸から、「われわれの時間の中で、実在の成就された時間」である〕イエス・キリストにあっての神としての神の特別啓示、啓示の真理から〕出会う〈裁き〉の告知である。

「パウロが、彼らに語る〈方〉」は、「主、この世界とそこにある万物とを造った主であり、天地の主として、手で造った宮などにお住みにならない主、また何か不足でもしておるかのように、人の手によって仕えられる必要のない主であり給う」。イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉からして、「彼らは、……この神の自発的な証人ではなく、不本意ながらの証人である〔〈否定的に〉媒介されるべき証人である〕」。「彼らは、まことの神が、彼らに宣べ伝えられることを必要としている」。「パウロは、彼ら自身では全く気づくことのできない〔キリストにあっての神としての〕神に関する〈無知〉を、それらアテネ人たちに指し示しつつ語りかけたのである」。「パウロは、神を尋ね求め、感じとり、見出そうとする彼らの努力全体を、『無知の時代』とまとめて呼びながら、その中で〔キリストにあっての神としての〕神は、まさに無知の時代〔裁き、死の対象〕を『見過ごしにされた』、換言すればそれとしてすでに済んだものと宣言された神の恵みと対置させた。（中略）ストア派とエピクロス派およびそのほかのすべての哲学は〈終わった〉」。したがって、〈客観的に〉は、類的機能を持つ自由な人間的理性や際限なき人間的欲求やによって対象化され客体化された人間の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」、「存在者レベルでの神への信仰」は、「不可能となった」。「まさにそのような仕方では、彼らは、客観的に、福音の真理の不本意ながらの証人である」。何故ならば、キリストにあっての神としての「神が、今や……すべての人間に向かつて、……悔改めるよう命じておられるということ、換言すれば神が、〈義〉〔恵み、生、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〈主格的〉属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト〈の〉信仰」（「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済、この包括的な救済概念は平和の概念と同じである〕をもって全世界を〈裁く〉ためにその日を定め、……神がそのために定め、その方を死人の中から甦らせ、その確証を示された一人の人によってそれをなし遂げようとしたということが〈福音〉だからである」。「パウロがアテネ人たちに語らなければならないすべては、ここでは明らかに、彼らについての〔第二の形態の神の言葉である〕パウロのキリスト教的・〈使徒的〉知識として、彼らに〈向かつて〉、彼らの〈中へと〉語りかけ・語りこまれたのである」。第

二の形態の神言葉である「パウロの福音の宣べ伝えによって、もしも彼らのうちの一人が〔キリストにあっての神としての〕神を知り得たとすれば」、それは、「それまでの自分の完全な無知について知るようになり、……自分の精神世界全体の〈裁き〉の主の前で悔改めつつ、その方の中でまことの神の、換言すれば〈恵み深い〉創造主と世界の主の認識の新しい世があげそめたイエス・キリストを信じる信仰の中でのことである、換言すれば「神人協力」において（すなわち、キリストにあっての神としての神と生来的な自然的なわれわれ人間との協力において）、生来的な自然的な人間の側の〈直接的な〉契機、主観性、意志性に基づいた、〈自力的な〉「イエス・キリストを信じる信仰」による〈神の義〉ではなくて、「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」ことからして、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的な「存在的な〈必然性〉」——すなわち、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」〈と〉その中で主観的側面としての主観的な「認識的な〈必然性〉」——すなわち、イエス・キリストの「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」・「キリストの霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で贈り与えられるところの、〈主格的〉属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト〈の〉信仰」（「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済そのもの、この包括的な救済概念に包括された平和そのものである「イエス・キリストを信じる信仰の中でのことである」。「イエス・キリストを信じる信仰」は、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」を〈必然〉としている、すなわち生来的な自然的なわれわれ人間の自由事項や決定事項ではない。したがって、「彼らのうちの数人の者だけが、……応答したということは、事実、神の言葉によってひき起こされた出来事に基づいたそれである〔起源的な第一の形態の神の言葉自身が持っているその言葉自身の出来事の自己運動に基づいたそれである〕」。したがってまた、「彼らのうちの数人の者だけが、……応答したということは、……危機の正常な動きである」。何故ならば、第二の形態の神の言葉である聖書の証言によれば、生来的な自然的なわれわれ人間は、それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、次のような人間だからである——「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力を持っていない」（『教会教義学 神の言葉』）、「『もちろん福音をわたしは聞く、だがわたくしに

は信仰が欠けている』その通り——一体信仰が欠けていない人があるであろうか。一
体誰が信じることができるであろうか。自分は信仰を『持っている』、自分には信仰
は欠けていない。自分は信じることが『できる』と主張しようとするなら、その人が
信じていないことは確かであろう。（中略）信じる者は、自分が——つまり〔それが
人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来
的な自然的な〕『自分の理性や力〔生来的な自然的な感性力、悟性力、意志力、想像
力、自然を内面の原理とする禪的修行等々〕によっては』——全く信じることができ
ないことを知っており、それを告白する」（『福音主義神学入門』）、キリストにあ
つての神としての「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために〔「恵
み」のために〕、ただそのためにのみ彼の死〔「裁き」〕を欲し給うのである……し
かし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこの
ような答えに屈服するであろうか。われわれのうち誰一人として、そのようなことは
しない！ 神の恩寵は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う」、生
来的な自然的なわれわれ「人間の人間的存在がわれわれの人間的存在である限りは、
われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵
灰以外には、何も眼前に見ない……」（『福音と律法』）、「貧民窟、牢獄、養老
院、精神病院」、「希望のない一切の墓場の上での個人的な問題……特殊な内的外的窮
迫、困難、悲惨」、「現在の世界のすがたの謎と厳しさに悩んでいる（……これらが成
立し存続するのは自分のせいでもあり、共同責任がある）」、「闇のこの世」「以外に
は、何も眼前に見ない」。

もっと現在の問題に引き寄せて言えば、現存する世界が経済の世界性と自国の利害
を第一義的に最優先する民族国家の一国性を単位として動いている中で、擬制民主主義
としての議会制民主主義における一部国家支配上層の意思によって巨大で強力な国軍
を動員できる戦争の元凶である事実としての民族国家を<前提>としている学問や政治
に関わる形而上学的な学問的知識、権力、カネ、利害にまみれた学者たちや宗教家
たちや政治家たち等々には、民族国家の問題を明確に提起するということ、すなわち
民族国家を包括し止揚し克服するということ、民族国家を死滅させるということは全
く不可能であることは自明なことである、それ故に永久に戦争廃絶と平和の実現は不
可能であることは自明なことなのである。「西欧の危機」、「帝国主義の終焉としての西
欧思想の危機」、「人間、社会という西欧概念の危機の中で」、1991年東欧の軍事同盟であつ
たワルシャワ条約機構の解体以降の過程で、軍事的にもアメリカ一国主義の観点から、アメリカ国家（具
体的には、クリントン政府・クリントン政権）が民族国家を単位とする米国主導の軍事同盟で
ある北大西洋条約機構（NATO）の「東方拡大政策」を打ち出した時においても、そしてウクライナ
戦争が勃発し泥沼化している現在においても、「時代を画する哲学者〔マルクスのような哲学・
法学・政治学・経済学における「問題を明確に提起する」<思想家>としての哲学
者・法学者・政治学者・経済学者〕は一人もいない」のである（ミシェル・フーコー

『フーコーと禅』)、またバルトのような第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの「補助的機能」(「教会的な補助的奉仕」)としての神学における「問題を明確に提起する」<思想家>としての神学者は「一人もいない」のである。